

市内農産物の放射性物質検査結果

【第 4 2 9 報】

市では、市内産農産物の放射性物質の安全性の確保と、生産者や消費者の不安解消のため、国の交付金を活用して放射性物質分析機器（簡易型ガンマ線スペクトロメータ）を導入しました。

これは、市がスクリーニング用として実施するためのもので、食品中の放射性セシウムスクリーニング法に基づき、測定結果が基準値の2分の1である50Bq/kgを超過した場合、速やかに精密検査等調整を行います。

令和8年8月18日（火）、市内産の梨（豊水）、ぶどうの検査を実施しました。その結果、基準値以下でしたので、お知らせします。

生産者及び消費者のみなさまには、引き続き冷静な対応をお願いします。

なお、野菜で検出された放射性物質は、ほとんどが表面に付着していると考えられるため、洗う、皮をむく、などによって汚染の低減が期待できるとされています。

○検査結果

（単位 Bq/kg）

栽培地	採取日	品目	放射性 セシウム 137	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム合計
鎌ヶ谷市	8 月 18 日	梨（豊水） （露地）	検出せず （8）	検出せず （8）	検出せず
鎌ヶ谷市	8 月 18 日	ぶどう （露地）	検出せず （8）	検出せず （8）	検出せず

注1） （ ）内は、測定下限値です。

2） 「測定下限値」とは、一定の測定条件において、測定結果の信頼性を確保するための最低限の数値・濃度です。

3） 「検出せず」とは、測定下限値未満の低レベル領域の数値・濃度であることを示します。なお、検出した数値・濃度が測定下限値以上の場合は、放射性セシウム合計の欄に放射性セシウム134及び137の合計値が表示されます。

○平成24年4月1日からの基準値（一般食品）

放射性セシウム：100Bq/kg

注1） Bq/kg（ベクレル）：放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表します。

○測定機器

EMF 211 型ガンマ線スペクトロメータ

注1) 食品中の放射性セシウムスクリーニング法において示された測定機器の性能要件を満たしています。

○測定方法

測定については、空調を完備した恒温室に測定器を設置し、12時間のバックグラウンド測定を行い、1検体につき、約350mlの試料を1,800秒(30分)かけて測定を行っています。

○検査方法

「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」及び放射能測定シリーズ6「NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法(文部科学省)」、「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」に基づく検査における留意事項(厚生労働省)、放射能測定法シリーズ24「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリのための試料前処理法」(文部科学省)を準用しています。

【お問い合わせ】鎌ヶ谷市市民生活部農業振興課

047-445-1233(直通)